

# 台湾における模倣品問題の現状

財団法人交流協会 台北事務所 經濟部主任  
木村 敏康

## 1. はじめに

1952年4月28日にサンフランシスコ平和条約が発効し、日本は台湾や南沙諸島などの領土における一切の主権を放棄し、このときから台湾は正式に日本ではなくなったのだが、台湾が「中華民国」に属するのか「中華人民共和国」に属するのかは明確に定められなかった。こうした背景により、台湾は国際的には南沙諸島と同格で国家としての地位を得られず、今でも著作権に関するベルヌ条約や工業所有権に関するパリ条約などの国際条約に加盟できないままだ。

しかしながら、2252万人の人口を擁し、GDP総額が9兆7344億元にもなる台湾の経済的な存在は無視し得るものではなく、2002年1月1日に「台湾・澎湖・金門・馬祖の関税領域」という名目で、台湾は世界貿易機関（WTO）に加盟することができた。それと同時に台湾はベルヌ条約やパリ条約の保護水準以上の知的財産権保護を義務づけるTRIPS協定の遵守を求められるようになり、台湾当局はWTO加盟に向けて1997年より知的財産権関連法規の改正・整備を推し進め、これまでに専利法3回、商標法2回、著作権法4回の大改正を果たし、現在の台湾における知的財産権法制度は、TRIPS協定の要件を全て満たすものとなっている。

## 2. 台湾の模倣品・海賊版のあれこれ

### (1) 海賊版

ベルヌ条約に非加盟の台湾では、基本的に外国人の著作物には著作権が認められず、米台の間では1993年に米国在台協会と北米事務協調委員会との間で著作権保護協定が結ばれて著作権保護を得られたが、日本人の著作

物は日本での最初の発行日から30日以内に当該著作物を台湾で発行した場合に限り台湾での著作権が認められた。このため日本製コンテンツの多くは台湾での著作権が存在せず、台湾のWTO加盟後も暫定措置として2004年7月10日まで海賊版の販売が許容されたため、漫画や音楽CDなどの海賊版が我が物顔で台湾域内のコンテンツ市場を荒らしまくっていた。明の時代に北虜南倭の外患に悩まされた中国は日中貿易の条件として台湾の倭寇取締りを日本に要求したが、現代における台湾の海賊王国ぶりもまた日台貿易の障害となったのである。

日本製コンテンツの海賊版には、音楽、映画、ゲームソフト、漫画、アニメ、キャラクター商品などがあるが、特に出演者の肖像権やシナリオやバックミュージックの著作権が複雑に絡み合い、台湾での著作権確保が困難であったテレビドラマの海賊版VCDが際立って多い。価格は1クール12話が8枚のCDに収録されて旧作で120元、新作で200元程度と破格であり、暫定期間が満了した現在でも250元程度で台湾の秋葉原や原宿と形容される光華商場や西門町の街角で堂々と販売されている。また、日本製のアダルトビデオは、公序良俗に反し、作品性もないとして、台湾の最高裁判決により著作権保護の



台北市内微風広場の海賊版VCD



台北市饒河街夜市の海賊版VCD

対象外とされ、これらAV作品の海賊版DVDも数多く製造され、台湾域内のみならず中国大陸などに密輸されてヤクザなどの収入源にされている。

映画や音楽CDの海賊版については、台湾の夜市と呼ばれる夜店の屋台街で多く売られている。台湾当局の取締りが強化されたため、売り子として刑事罰が下されない未成年者をアルバイトで雇って販売したり、無人のスタンドに海賊版CDが並べられ、自己桶とよばれるバケツの中にCD1枚毎に100元札を入れるよう指示書きがされている。これら海賊版もヤクザの収入源になっており、夜市の海賊版市場の縄張り争いによって銃撃戦も起きている。他にもインターネットや新聞折込の広告で海賊版を選んで注文する料金着払いの海賊版宅配便サービスなども出現し、その販売形態は多様な進化を遂げている。



台北県三重市のセルフスタンド



海賊版宅急便の新聞チラシ

漫画アニメやキャラクターに関しては、日本企業も台湾資本と協力して著作権を確保していた場合が多いが、契約不備でライセンサーがサブライセンスを行ったり、契約期間を限らなかつたり、著作権管理の現地法人が税法違反で営業不能に陥ったりで、著作権の帰属が曖昧な海賊版でも正規版でもない商品が出回っている。ゲームソフトでは、台湾の著作権法第87条で並行輸入を著作権違反とみなすと規定されているにも拘わらず、並行輸入品が輸入され、正規代理店の権益を損じている。音楽に関しては、P2Pのファイル交換については5部までがフェアユースとされ、KuroやeZpeerといった音楽サイトが1ヶ月99元の会費で、音楽MP3のダウンロードのためのプラットフォームを提供している。

## (2) 模倣品

有名ブランドの服飾品のニセモノは、台湾ではほとんど見られなくなった。かつては日本人観光客が行き交う晶華ホテルの周辺のマンションの一室にニセブランド品を集めて販売したり、夜市の売り子が日本人を相手にコツコツ売り付けていたりする光景が見られたが、今はほとんどなくなっている。もともと台湾の気候はブランドをファッションとするには相応しくなく、ベンツなどに乗る富裕層でさえ、かなりラフな格好をするお国柄のところである。服飾品の製造会社の多くも大陸に工場を移転しており、台湾で流通するニセブランドの相当数は中国大陸からの密輸品で、品質も価格も韓国産には負けている。何れにせよ取締りや罰則強化によって、ニセブランドの商売は割の合わないものになってきている。

また、かつては日本の有名メーカーのブランドと同一ないし同様な商標を付した粗悪品が多数流通していたが、台湾の消費者の選別眼も肥えてきたため、こうした粗悪品は市場から消えつつある。それ以上に、1997年の通貨危機を乗り切った韓国のサムソンやLGの成功例



高雄電腦街のBenQの偽物 = BenG

を手本に、台湾企業自身がOEM生産から自社ブランド育成を目指すようになったことも原因になっている。今では、台湾の有名ブランドのBenQやACERのニセブランドを付した商品の方が多いように思われるが、畢竟一見してニセブランドとわかる模倣品は市場でほとんど見られなくなっている。



光華電腦街で買ったCoDoMo電池

本物と見分けのつかないニセブランド商品も少しはあるようだが、中国大陸で製造されたものが台湾に輸入されて販売されている場合がほとんどである。文房具、おもちゃ、工作機械、部品パーツなどの事例があるが、中には本物と偽物を混ぜて販売している大手小売商もあり、自社製品の得意先でもあるので苦情も言い難いという。中国大陸の模倣品製造工場の多くは台湾資本が関わっていると見られるが、台湾域外の製造拠点を押さえることは難しく、税関での水際阻止も密輸品に対しては効果がない。

現在、日本企業が模倣被害として認識しているものの多くは、デッドコピーやトレードドレスの模倣被害である。デッドコピーについては本物そっくりのコピーであるので、本来、意匠権や商標権を台湾で取得していればドンズバリで摘発できるのだが、多くの場合は台湾域内で産業財産権が確保されておらず対処のしようがない。日本の不正競争防止法と独占禁止法を兼ね合わせた法律として台湾には公平交易法があるが、同法は出所混同を来すような不正商品を主として禁じるにとどまる。商品包装等のトレードドレスも、商標を変えるなど出所混同を来さないように工夫をしているので違法にはならない。台湾における立体商標保護は2003年の商標法改正で実現したが、日本の有名な乳酸菌飲料の容器にそっくりな製品を台湾の大手企業が出荷しているのには驚かされる。

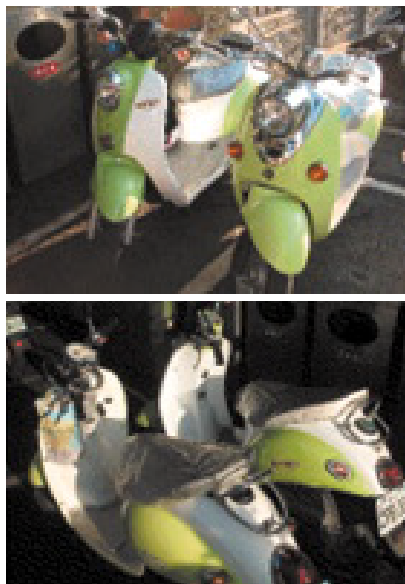


統一とヤクルトの乳酸飲料菌



台北で大人気の三井日式料理

また、2003年施行の商標法では、他人の著名な登録商標を使用して当該著名商標の識別性や信用を損なう場合は商標権侵害とみなす規定が第62条に設けられたが、未登録の著名商標の場合は公平交易法第20条によって同一商品又は同類商品の場合にのみ模倣行為の禁止がなされ、著名商標の保護は十分ではない。ちなみに現在台北に駐在している筆者にとって、「三井」とは日本料理レストランの、「住商」とは不動産会社のブランドとし



筆者の愛車であるYAMAHAのVinoと街中で見かけたKYMCOのKiwi

て想起され、実際これら商標は台湾の智慧財産局で正式に商標登録がなされている。

(3) 特許権侵害

台湾では、特許権（発明専利）、実用新案権（新型）、意匠権（新式様）の3権をまとめて専利権という言葉で称しているが、TRIPS協定第61条が商標権侵害と著作権侵害についてのみ刑事罰規定を義務化している点を逆手にとり、2001年10月26日から特許権侵害、2003年3月31日から実用新案権侵害と意匠権侵害に対する刑事罰を廃止している。このため、台湾における専利権侵害については、刑事事件として扱われることが無くなり、警察や検察による強制捜査に頼らずに民事手続によって損害賠償請求のための証拠を集めねばならず、権利者にとって訴訟負担が増すとともに、侵害者に対する犯罪抑止効果が著しく低減される結果になった。

もともと、台湾における知的財産権侵害に関わる裁判は、著作権と商標権侵害の刑事事件がほとんどで、民事事件も多くは著作権侵害に占められ、専利権（主として意匠権）侵害に係る事件は極めて少なかった。そして、2003年の専利権侵害に対する刑事罰規定の全面廃止により、警察機関による専利権侵害の取締りは打ち止めになり、代わって民事訴訟における専利権侵害事件の件数が激増している。

台湾企業の多くは日系企業の下請けOEM生産をしており、台湾企業のバックに日系企業がいる場合が多い。

このため、仮に台湾企業の納品した部品に特許権侵害の虞があったとしても、最終製品の段階では日系企業のブランドで出荷されるため、特許紛争の全面に台湾企業が出てくるのがなかった。しかしながら、最近では最終製品が台湾企業のブランドで出荷されるケースも出始めており、今後は日台間での特許権紛争も表面化するのではないかと懸念されている。例えば、2004年6月のシャープと友達光電の液晶パネルの製造方法を巡る特許権紛争では、最終製品が東元電機のTECOブランドで出荷されていた。この事件も結局はシャープ対イオンの日本企業同士の対決になってしまったが、今まで日系企業の下請けの地位に甘んじて強気に出れなかった台湾企業が力をつけるにつれ、今後は日系企業を逆に特許権侵害で訴えてくる可能性も否定できない。

台湾での特許権行使に当たって障害となるのが、専利法第79条に規定される「特許証番号表示義務」である。同条は「特許権者は、特許に係る物品又はその包装に特許証の番号を表示しなければならず、特許庁番号を表示しなかった場合、損害賠償を請求することができない。」と規定している。多数の特許権が複雑に絡む現代の工業製品に特許証番号を付与することは至難の業であり、実際、多くの製品には台湾の特許証番号が付与されていない。台湾企業は日本の特許公報をよく研究して技術を習得しているが、自社製品の企画開発の際には煩雑な特許抵触調査の負担を回避できる。特許証番号が未表示である場合には、警告状の送付によって特許権の存在を相手

表1. 警察の知的財産権侵害事件取締り件数

	専利権侵害	商標権侵害	著作権侵害
1999	128	492	1948
2000	178	846	3280
2001	136	623	4511
2002	130	956	4032
2003	29	2014	2617

出展：  
 中華民國智慧財産権保護  
 ( [http://www.tipo.gov.tw/service/imitate/statistic\\_imitate/statistic\\_imitate.asp](http://www.tipo.gov.tw/service/imitate/statistic_imitate/statistic_imitate.asp) )

表2. 民事訴訟第一審終結件数

	専利権侵害	商標権侵害	著作権侵害
1994	27	12	476
1995	21	9	455
1996	15	12	521
1997	20	6	506
1998	32	12	519
1999	20	11	874
2000	19	13	908
2001	17	10	1165
2002	64	35	1812
2003	117	88	2079

出展：  
 司法院統計年報  
 ( <http://www.judicial.gov.tw/hq/juds/yearbook92.htm> )



側に知らせる必要が生じるが、得てして警告状の送付は公平交易法上の「営業妨害」や「信用毀損」に当たると反駁され、権利行使は容易ではない。さらには、裁判所で仮処分の決定を受けると、対象となった製品の型式番号を変更し、別の型式番号の製品が特許権侵害なるとは知らなかったと善意を主張する。

近年、台湾智慧財産局への特許出願が急増しているが、果たしてこれらの権利が有効に活用し得るかには疑問があり、高い特許出願費用はドブにお金を捨てているようにも見えなくもない。台湾では特許関連の裁判件数が極めて少ないことから、裁判官のみならず弁護士も知的財産権訴訟に慣れていない。実のところ、本来勝てる訴訟も弁護士の不手際で負けている事例が散見され、日系企業はこうした訴訟事件を法律事務所に丸投げしているので、そのミスに気づかないまま何度も同じ失敗を繰り返している。出願手続きには手慣れた特許事務所も、いざ訴訟では全くのシロウトであるかもしれないことに十分留意すべきだろう。

### 3. おわりに

台湾は雇用の流動性が高く、企業の合従連衡も目まぐるしい。このため、経営者も従業員もよく法律を勉強している。最後に自分を守ってくれるのは法律だからだ。日本の新聞は読むところが少なくなったが、台湾の新聞は実に豊富な記事で溢れている。ガセや不確かな情報も多いが、嘘から真実が垣間見えることもある。知的財産権に関する記事やコラムも連日たくさん掲載されており、実に示唆に富む。台湾人ビジネスマンの多くは北京語や母国語の台湾語のみならず、英語や日本語を堪能に使いこなし、英米やカナダ、オーストラリアなどにも留学して、修士や博士の学位を有する人材が多い。翻って日本人ビジネスマンはどうであろうか。買い手にとって喉から手が出るほどに欲しい評判のメイド・イン・ジャパンの工業製品を楽に売っていた時代はとうに過ぎている。台湾における模倣品問題を見てきて痛感させられることは、日本人の法律リテラシーの欠如と言語表現能力の乏しさである。「あれが、それを、」の代名詞だけのコミュニケーションは仲間内だけでは通用するが、これを文章にして、そして外国語にして正確に言い表せるだけの人材が極めて少ない。戦略性や情報分析能力の稚拙さもあるが、知的財産権紛争において日本人が劣勢に立

## Profile

木村 敏康(きむら としやす)

平成元年4月 特許庁入庁  
審査部審査官(応用光学、応用化学) 総務部国際課、総務課、審判部審判官(第23部門)を経て、平成14年7月より現職



たされる原因の一つには、契約書の起草など自らの権益を確実に防御するためのロジックの組み立てができず、紛争において相手側を言い負かすに足るレトリックがないことではないかと思っている。知識経済とか智慧の時代といわれる21世紀は、インテリジェンスのある方が優位に立てる時代である。インテリジェンスの源となる人間の論理的な思考は言語によって展開され、正確な状況把握は言語によって認識される。日本語は英語や中国語よりも使いこなすのが困難な一方で無限のポテンシャルを有しているが、日本の大学生の日本語力は留学生よりも劣るとの報道が最近なされたのには、呆れる他はない。ただ「模倣品は問題」と鸚鵡返しに言うだけのボキャ貧では問題は決して解決しない。知的財産権紛争の勝利にはまさに知的な技量の粋が求められるのではあるまいか。